

## 自由金利型期日指定定期預金

1.商品名	自由金利型期日指定定期預金
2.販売対象	個人のみ
3.期間	<p>最長3年</p> <p>・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。</p> <p>・預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利継続)の取扱いができます。</p>
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<p>一括預入</p> <p>1円以上300万円未満</p> <p>1円単位</p>
5.払戻方法	<p>満期日以後に一括して払い戻します。</p> <p>ただし、預入日から1年経過後は1万円以上1円単位で一部払い戻しもできます。</p>
6.利息 (1)適用金利  (2)利払頻度  (3)計算方法	<p>預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</p> <p>預入期間別に1年以上、2年以上の2段階で金利設定をおこないます。</p> <p>金利については窓口でお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。</p> <p>満期日以後に一括して支払います。</p> <p>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算(1年ごとの複利計算)</p>
7.手数料	なし
8.付加できる特約事項	<p>・総合口座に定期預金としてお預入れいただいた場合、総合口座貸越の担保となります。</p> <p>なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率です。(約定利率は2年以上の利率です。)</p> <p>・マル優の取扱いができます。</p>
9.中途解約時の取扱い	<p>預入日の1年後の応当日より前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>預入期間が6か月未満の場合……解約日における普通預金利率</p> <p>” 6か月以上1年未満の場合……2年以上利率×40%</p>
10.その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>・利息については20%の分離課税の対象となります。</p> <p>・平成25年1月1日より復興特別所得税(0.315%)が追加で課税されます。</p> <p>・預金保険の対象となります。</p>

11. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570 - 017109 または 03 - 5252 - 3772
-----------------------	--

(平成29年5月8日現在)